分譲宅地情報（乙川地区内）

市が施行している乙川中部土地区画整理事業地区内の土地（保留地）1区画を新規販売します。

住宅建築などで土地をお探しの方は、ぜひご検討ください。

申込期間 11月1日(火)～12月7日(水)の開庁時間（土日祝除く）

申込方法・場所

抽せん参加申込書を記入のうえ、抽せん保証金等を添えて、市街地整備課へご提出ください。（複数の申込みがあった場合は、抽せんにより決定します。）

なお、申込みされた方が契約者となりますので、ご注意ください。

保留地販売案内書・抽せん参加申込書などは市街地整備課で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

抽せん日時

12月11日(日) 10時～

抽せん会場

市役所（1階）多目的ルーム1

問合わせ

市街地整備課 ☎22-9302

37街区2画地

分譲価格 14,106,636円

m²単価／48,600円
(坪単価／約160,661円)
敷地面積／290.26m²
(約87.8坪)

【注意事項】
・墓地に隣接した土地です。

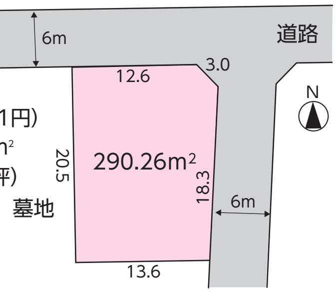

汚水（生活排水等）の処理方法について

下水道が使える区域の方へ

下水道が整備された区域内では、建物の所有者はすみやかに接続することが法律（下水道法第10条）で義務づけられています。現在、整備区域内の87％以上の方が下水道に接続しています。

接続することによって、公衆衛生の向上や伝染病の防除、海や川の水質保全などの効果が得られるとともに、浄化槽と比べ各家庭の維持管理費用が安くなります。未接続の方は、すみやかに下水道への接続をお願いします。

▲下水道PR動画

※下水道への接続については、下水道課またはお近くの半田市下水道指定工事店へご相談ください。

▲指定工事店一覧

問合わせ
下水道課 ☎84-0675

下水道が使えない区域の方へ

合併処理浄化槽への切替えをお願いします

公共下水道整備予定区域外において、し尿汲取り世帯及び単独処理浄化槽設置世帯の方は、川や海の汚染防止のため、合併処理浄化槽への切替えをお願いします。

浄化槽をご使用の方へ

浄化槽は年1回以上の清掃が法律で義務付けられています

清掃を怠ると浄化槽の機能に支障をきたし、悪臭の原因となります。清掃していない期間が1年以上経過している場合は、市の許可を受けた次の業者に連絡し、早急に清掃を実施してください。

問合わせ
環境課 ☎23-3567

浄化槽清掃業者

業者名	所在地	電話番号
東海衛生（有）	半田市	0569-21-3591
オオブユニティ(株)	大府市	0562-47-0535
大昭工業（株）	名古屋市	052-503-5311
中衛工業(株)	名古屋市	052-811-8111